

サステナビリティ啓発イベント企画・運営業務 実施要領

1 件名

サステナビリティ啓発イベント企画・運営業務

2 契約期間

契約締結の日～令和9年12月25日まで

3 事業に係る予算上限額

4,175,000円(消費税及び地方消費税の額を含む)

4 業者選定方法

公募型プロポーザル方式

5 選定方法

「サステナビリティ啓発イベント企画・運営業務」委託仕様書のとおり。

なお、「仕様書」は、この業務の受託候補者特定を行うためのものであり、実際の仕様書については、受託候補者との協議の上、決定する。

6 参加資格

以下のすべての資格要件を満たしているものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格者名簿に記載されている市内企業もしくは準市内企業であること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 次の申立てがなされていないこと。
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条または第19条の規定による破産手続き開始の申立て
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続き開始の申立て
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続きの申立て
- (5) 次のいずれにも該当しないこと
 - ア 役員等（役員及び従業員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定するものをい

う。以下同じ。)であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不当な利益を得る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる者

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等力說的あるいは積極的に暴力団の活動又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に不適切な関係を有していると認められる者

カ 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用している者

キ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約または資材、原材料の購入契約等を締結している者

7 参加資格の喪失

参加希望者が受託候補者の特定の日までに、次のいずれかに該当することになった場合は、参加資格を失うものとし、また、すでに提出された提案は無効とする。

- (1) 前項に規定する参加資格の要件を満たすものではなくなった場合
- (2) 不正な利益を図る目的で委員会の委員等と接触したとき
- (3) 提案書に虚偽の記載をしたことが判明したとき

8 実施スケジュール(案)

- | | |
|----------------|-------------------|
| (1) 告知（公募）開始日 | 令和8年9月4日（金） |
| (2) 質問書の提出期限 | 令和8年9月10日（木）正午まで |
| (3) 参加表明書の提出期限 | 令和8年9月14日（月）17時まで |
| (4) 企画提案書の提出期限 | 令和8年9月17日（木）15時まで |
| (5) 審査会 ※書面開催 | 令和8年9月24日（木） |
| (6) 結果公表 | 令和8年9月25日（金）予定 |

※審査会以降の日程は、都合により変更になる可能性がある。

9 説明会

企画提案書の作成等について、説明会は開催しない。

10 質問の受付及び回答

質問がある場合は、質問書（様式1）に記入の上、「18 問い合わせ先」へ電子メールにて提出すること。送信後、電話により受信の確認を行うこと。電話及び口頭による質問は受け付けない。ただし、質問書の内容に疑義が生じた場合は、質問者へ直接電話で問い合わせをする。

※提出の際は、ファイル名を「貴社名_質問書」とすること

(1) 質問書の受付期間

令和8年9月10日（木）正午まで

(2) 質問に対する回答予定

令和8年9月11日（金）

(3) 質問回答方法

質問者名を伏せた上で、北九州市ホームページのプロポーザル募集ページに回答を掲載する。なお、質問の回答が実施説明書等の内容と相違する場合は、質問の回答をもって実施説明書等の内容に変更があったものとする。

11 参加表明方法

本件に参加を希望する者は、実施説明書等を熟読のうえ、以下のとおり参加表明書（様式2）を提出すること。期限までに提出がない場合は、本件に参加できない。

※ 提出の際は、ファイル名を「貴社名_参加表明書」とすること。

(1) 参加表明書受付期間

告知開始日～令和8年9月14日（月）17時まで

(2) 提出

「18 お問い合わせ先」と同じ

(3) 提出方法

電子メールで提出。送信後、電話により受信の確認を行うこと。

12 企画提案書等の提出

参加表明者は、本件実施説明書及び別紙「仕様書（案）」に基づき提案書を作成し、以下のおとり提出すること。

(1) 提案書受付期間

告知開始日～令和8年9月17日（木）15時まで

(2) 提出先

「18 お問い合わせ先」と同じ

(3) 提出方法

電子メールで提出。送信後、電話により受信の確認を行うこと。

(4) 提出書類

ア 企画提案書おもて（様式3）

イ 企画提案書（自由書式）

ウ 会社（団体）概要（様式4）

エ 配置予定者の同種業務実績（様式5）

オ 業務計画書（スケジュール）（自由書式）

カ 見積書（自由書式）

(5) その他

様式は、日本産業規格A列4番（A4）縦、横書きとし、フォントサイズは10.5ポイント以上とする。なお、図面等によりこれによりがたい場合は、A4横も可とする。

13 審査

提出された企画提案書及び見積金額に基づき、審査委員会による審査を行い、受託候補者を決定する。

（1）審査会実施日

令和8年9月24日（木）

（2）審査方法

提出された提案書等で審査会を行い、最も評価点の高いものを受託候補者として特定する。

（3）審査基準

別紙「審査評価表」のとおり。

14 審査結果の通知

令和8年9月25日（金）予定までに書面又は電子メールにより通知し、合わせて、北九州市のホームページで公表する（公表は、同日に行われない場合がある。）

公表にあたっては、受託候補者については名称及び評価点を公表し、それ以外の提案者については、名称は非公表とし、評価点のみを公表する。

15 提案の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、提案を無効とする。

（1）応募資格がない場合

（2）提案書が所定の日時までに到着しない場合

（4）提案に対して不正があると認められる場合

（5）1の提案事業者が2つ以上の提案を行った場合

（6）その他提案に際し違法な行為があった場合

16 受託候補者との契約締結

審査の結果、最優秀提案者を受託候補者として特定し、委託契約締結に向け、事業内容詳細について協議を行う。その際、提案の一部を変更する場合がある。協議が整った場合は、受託候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約による契約を締結する。

（1）保証人を立てる必要はない。

（2）契約保証金は、契約額の100分の5以上の額とする。ただし、契約の相手方が、北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号）第25条第7項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。

（3）契約の辞退等の理由により、第1順位の受託候補者と契約ができない場合は、第2順位の事業者を受託候補者として、手続きを進め契約を締結することがある。第2

順位の事業者と契約できない場合についても同様とする。

- (4) その他、本書に定めのない事項は、地方自治法、同法施行令及び北九州市契約規則などの関係規定の定めに従い処理する。

17 審査方法

(1) 審査基準

審査の評価項目、評価基準及び配点は、評価基準の通り。

(2) 審査方法

選定委員毎100点満点による審査・評価の合計が最も高い企画提案をした事業者を受注候補者に選定する。ただし、当該企画提案書に対する評価点の合計が6割に満たない場合は、「受注候補者なし」とする場合がある。また、評価点の合計が最も高い企画提案が複数ある場合は、委員の協議により受注候補者を選定する。

(3) 応募者なし又は応募者が1者の場合の取扱い

期限までに企画提案がなかった場合には公募を中止し、業務内容を再検討する。企画提案をした者が1者であった場合には、上記(1)の方法に従い審査を行う。

18 その他注意事項

- (1) 本提案に係る経費は、参加表明事業者負担とする。
- (2) 企画提案書の提出後は、差し替え及び追加は不可とする。また、提出物は返却しない。
- (3) 企画提案書の提出後は、実施要領、仕様書等の資料についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (4) 参加申込書の提出後、企画提案を希望しない場合は、企画提案を辞退することができる。この場合でも、以後、不利益な取り扱いを受けることはない。提案を辞退する場合は、電子メールにて、辞退届（自由書式）を提出すること。
- (5) 提出物等に関する一切の権利は、北九州市に帰属するものとする。（肖像権等の条件がある場合は、提案書に記述すること。）
- (6) 選定の如何にかかわらず、本件を通じて知りえた機密事項については、第三者に漏らしてはならない。

19 お問い合わせ先

北九州市 政策局 政策部 サステナビリティ戦略課 担当：石田、吉岡、竹本
〒803-8501 北九州市小倉北区内1番1号 北九州市役所庁舎3階
メールアドレス：seisaku-sustainability@city.kitakyushu.lg.jp